

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成 30 年 6 月 1 日現在

| | |
|-------------|---|
| 1. 商品名 | 外国送金（仕向送金） |
| 2. サービス内容 | 外国への送金、国内あて外貨建送金、非居住者円建送金を電信扱いの口座振込形式にて承ります。 |
| 3. 取扱時間 | お取り扱いの時間についての目安は、以下のとおりです。 円 建 : 午前 9 時から午後 3 時まで 米ドル建 : 午前 10 時から午後 3 時まで 米ドル以外の外貨建 : 午前 11 時から午後 3 時まで ※受け付け時間、通貨、送金先などによっては、翌営業日扱いとなる場合があります。 |
| 4. 取扱通貨 | 14 通貨 日本円 (JPY) 米ドル (USD) ユーロ (EUR) 英ポンド (GBP) カナダドル (CAD) 豪ドル (AUD) ニュージーランドドル (NZD) 香港ドル (HKD) シンガポールドル (SGD) スイスフラン (CHF) 人民元 (CNY) タイバーツ (THB) 韓国ウォン (KRW) 新台湾ドル (TWD) 人民元およびタイバーツは、受け付け時の諸条件がありますので、事前に当行窓口へお問い合わせください。 |
| 5. 適用相場 | 円現金・円預金にて外貨建送金を行う場合、原則、送金受け付け時の TTS レートを適用します。TTS レートには手数料（例えば、1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭）が含まれています。 ※お取り引き金額が 10 万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。 ※外国為替市場の動向により、公示相場の停止や再公示を行う場合があります。 |
| 6. 手数料（非課税） | ①仕向送金手数料 他行宛 4,500 円 (FB-Web サービスご利用の場合：海外向け 3,000 円、国内向け 2,500 円) 本支店間送金、店内振替 2,500 円 ※FB-Web サービス（事業者向けインターネットバンキング）は、別途ご利用申し込みが必要です。 ②コルレスチャージ（関係銀行で発生する手数料） 原則「受け取り人負担」とします。ただし、「依頼人負担」とすることをお客さまが選択した場合は、別途 2,500 円が必要となります。なお、お客さまが「依頼人負担」にて受け付けた場合でも、関係銀行の都合により、受け取り人への支払い時に手数料が差し引かれ、全額で支払われない場合がございます。また、徴収したコルレスチャージを一定額以上超過する手数料を関係銀行から請求された場合は、その超過部分を後日請求させていただく場合があります。 ③リフティングチャージ 通貨の交換を伴わない外貨建・円建送金の場合、送金金額の 1/20%、最低 1,500 円が別途必要となります。 ④内容変更手数料／照会手数料 3,000 円 ※徴収した内容変更手数料／照会手数料を一定額以上超過する手数料を支払い銀行などから請求された場合は、その超過部分を後日請求させていただく場合があります。 |



| | |
|------------|---|
| 7. その他留意事項 | <p>①外為法などにに基づき、本人確認を実施しております。本人確認書類など確認方法について、詳しくはお取り引きをご希望される窓口へお問い合わせください。</p> <p>②外為法などにに基づき、お取り引き内容などについて確認しております。法令に抵触するお取り引きの場合など、受け付けをお断りすることがございます。また、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。</p> <p>③マイナンバー制度に基づき、外国へご送金をされる場合には、法人番号・個人番号（マイナンバー）の告知をお願いしております。法人番号・個人番号（マイナンバー）に関する確認書類のご提示をお願いする場合がございます。</p> <p>④お受け取り人さまの英文情報をご用意いただき、送金依頼書へ明瞭にご記入ください。情報が不十分なままでの送金や送金依頼書への曖昧な記載による送金は遅延などの原因にもなります。</p> <p>⑤外国送金取り引き規定をよくお読みください。</p> <p>⑥送金資金の到着日数については、外国銀行などの諸手続きや外国の商習慣が異なるため、確定的日数のご回答しかねます。</p> <p>⑦一部の支店／出張所／代理店では外国送金のお取り扱いを行っておりませんのでご注意ください。</p> <p>⑧送金取組後の取り消し（組み戻し）手続きにつきましては、手数料を別途ご負担いただきます。また、資金返却当日の当行所定の為替相場が適用されます。取り消し（組み戻し）は、受け取り銀行などから一方的に返却された場合も含まれます。</p> <p>⑨送金金額が3,000万円相当額を超える場合、お取り引き内容により「支払いまたは支払いの受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。</p> <p>⑩税法上、100万円相当額を超える金額の送金につきましては、取り引き内容を記載した調書を税務署宛提出いたします。</p> |
|------------|---|